

専門委員任命の同意案件について

国際的な社会経済情勢の変化や、韓国、中国などアジア近隣諸港の台頭による港間競争の激化により神戸港を取り巻く環境は大きく様変わりしている。

また、通過貨物問題、少子高齢化での人手不足、新型コロナウイルス感染症の影響により物流が停滞する可能性等、雇用秩序の維持が課題となっており、問題が発生した場合は一年を通じ港湾労働部会が招集される可能性がある。

ついては、港湾運送事業法、港湾法に関する深い知見を有する次の者を当審議会の専門委員として労働局長が任命してよろしいか、審議をお願いしたい。

○神戸運輸監理部長 たぶち かずひろ 田淵 一浩

国土交通省神戸運輸監理部は、港湾運送事業法を所管し、港湾運送に関する秩序の確立並びに維持、公共競争の確保、港湾運送施設整備など港湾運送に関する知見を有している。また、同部は倉庫業法も所管しており、港湾での物流に必要な倉庫の情勢についても見解が期待できる。

○兵庫県産業労働部次長兼国際局長 こばやし たくや 小林 拓哉

現港湾労働法が適用される港湾及び水域については、港湾労働法施行令において定められており、神戸市の水域の範囲が指定されている。港湾労使は2018春闘協定において、港湾労働法の適用範囲について話し合いを行うことで合意されている。港湾法に基づき兵庫県内の港湾労働法非適用港を所管する兵庫県産業労働部には兵庫県の港湾整備の計画に関する見解が期待できる。